

今般の施策の見直しに係るQ & A【未定稿】

(H26. 5. 12版)

- 農地中間管理機構関係・・・・・・・・・・ P 1～
- 新たな経営所得安定対策関係・・・・・・・・ P 17～
- 水田フル活用と米政策の見直し関係・・・・ P 33～
- 日本型直接支払の創設関係・・・・・・・・・・ P 57～

(注) このQ & Aは、今般の施策の見直しの内容について関係者の皆様に分かりやすくお示しするために作成しているものです。

内容については、今後、制度の細部の検討過程において変更される場合があります。あらかじめ御了承ください。

なお、問番号の右に★又は※を付しているものは、新たに追加・修正したものです。(★：新規、※：修正)

農地中間管理機構関係

(1) 農地の借入れ

- 1 機構が借り受ける農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。
- 2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、貸借の延長は可能か。
- 3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。
- 4 機構が借り受ける農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。
- 5 納税猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納税猶予制度にも措置されるのか。

(2) 農地の管理

- 6 機構が借り受けた農地が災害にあった場合、その復旧費用はだれが負担するのか。
- 7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

(3) 農地の整備

- 8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようになるのか
- 9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

(4) 農地の貸付け

- 10 機構が農地を借り受けて、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。
- 11 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになっているが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。
- 12 特定農作業受委託（法人化していない集落営農組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

- 1 3 担い手がいない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのか。
- 1 4 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれるのか。
- 1 5 機構は、貸付契約の際に手数料を取っても良いか。
- 1 6 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収するとの説明であるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのか。
- 1 7 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

(5) 業務の委託

- 1 8 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかに。
- 1 9 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行っても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎に旧B町は市町村公社、旧C市は合併後のA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。
- 2 0 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。
- 2 1 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人件費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。
- 2 2 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

(6) 協力金

- 2 3 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、用途に制限はあるのか。
- 2 4 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。
- 2 5 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

- 26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。
- 27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかに。
- 28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとまって合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。
- 29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。
- 30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。
- 31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てることは可能か。
- 32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないことになっているが、どのような考え方によるものか。
- 33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。
- 34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。
- 35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。
- 36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくてもよいのか。
- 37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかった場合には、経営転換協力金はもらえるのか。
- 38 地域集積協力金の使途は地域で決められるとされているが、所有している農地を機構に貸し付けた個人へ直接配分してもよいのか。
- 39 平成26年産の作付け前に機構に貸し付け、担い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産については、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受委託契約を締結し、収穫後に農地の出し手が機構に貸し付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

(7) 農地台帳

- 40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に県内の農地基盤図やオルソー写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどのように考えているのか。

(8) その他

- 4 1 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。
- 4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどのような仕組みとなるのか。
- 4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにすべきではないか。
- 4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。
- 4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に関し農業者の間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。
- 4 6 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を旨として」とはどういう趣旨か。
- 4 7 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。
- 4 8 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。
- 4 9 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることは可能か。
また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

(1) 農地の借入れ

1 機構が借り受ける農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。

(答)

再生不可能な耕作放棄地については機構は借受けないこととしていますが、具体的基準は、農地利用状況調査（遊休農地調査）で赤判定（再生不能）をする際の基準となります。

2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、貸借の延長は可能か。

(答)

貸借関係については、再度契約を締結することは可能であり、それが望ましいですが、それができなければ返還されることとなります。

3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。

(答)

農地の固定資産税は農地所有者が負担するものです。

固定資産税の減免については、26年度税制改正では決着がつかず、引き続き検討していく予定です。

4 機構が借り受ける農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。

(答)

抵当権の解除の必要はありません。

5 納税猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納税猶予制度にも措置されるのか。

(答)

贈与税、相続税ともに措置しています。

(2) 農地の管理

6 機構が借り受けた農地が災害にあった場合、その復旧費用はだれが負担するのか。

(答)

農業災害によるリスクは、所有者が負担するのが原則です。

7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

(答)

当該農地についても、要件を満たしていれば日本型直接支払いの対象となります。

(3) 農地の整備

8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようなになるのか。

(答)

土地改良事業の場合には、機構は農地を借り受け、貸し付けるまでの間の特別賦課金、経常賦課金を負担します。

簡易整備の場合は、補助残部分があれば、民間団体からの無利子資金の借入れにより機構が負担をした上で、出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する仕組みです。

9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

(答)

含めて構いません。(なお、利用する事業によって補助対象が違うことに留意してください。)

(4) 農地の貸付け

10 機構が農地を借り受けて、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。

(答)

一律には言えませんが、できるだけ機構に農地が滞留しないようにすることが重要です。そのためにも、受け手の募集を積極的に行っておき、農地が出てきたときに速やかに貸せることが望ましいと考えます。

1 1 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになっているが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。

(答)

利用配分計画に記載される農地の地番、地積、所有者の氏名、賃貸借の有無等の確認等を考えています。

1 2 特定農作業受委託（法人化していない集落営農組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

(答)

機構への農地の貸付けは、利用権の設定により行われるので、特定農作業受委託は対象となりません。（しかし、出し手に対する機構集積協力金については、任意組織である集落営農へ特定農作業受委託で預ける場合も、機構を経由せずに対象とすることとしています。）

1 3 担い手がない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのか。

(答)

市町村や農業委員会の意向が何か明確ではありませんが、機構の貸付先決定ルールに従うことは必須です。

1 4 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれるのか。

(答)

借受希望者として募集に応じた者であれば、機構の貸付先決定ルールに則して検討することになります。場合によっては、機構がその農地の管理作業をその若者に委託することもあります。

1 5 機構は、貸付契約の際に手数料を取っても良いか。

(答)

補助金を活用すれば、手数料をとる必要はあまりないとは思いますが、手数料を取ることは可能です。

16 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収することであるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのか。

(答)

受け手から頂く地代は、整備後の圃場の地代として近傍類似価格を基準に受け手との間の合意で決めるもので、工事費を回収するためにその負担分を意図的に上乘せするものではありません。したがって、回収後貸付料を下げなければならないということはありませんが、あとは機構の判断によります。

17 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

(答)

賦課金については、機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けた後は受け手が支払うこととなります。

(5) 業務の委託

18 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかな。

(答)

相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等が考えられます。具体的な内容は、機構と委託契約を結ぶ際に決定します。

19 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行っても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎に旧B町は市町村公社、旧C市は合併後のA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。

(答)

窓口業務については、原則市町村にお願いしたいと考えていますが、機構が市町村公社やJA等に委託することも可能です。また、一部地域に限り委託することも可能です。

20 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。

(答)

事務委任となります。

21 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人件費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。

(答)

機構から業務委託をする際には適切な委託料を機構が支払うこととしているところです。なお、委託料は人件費に充てることは可能ですが、以下のような取扱いとします。

- ①正職員の本俸に充てることはできないが手当に充てることは可能
- ②臨時職員を雇う場合、委託業務だけを行う場合は、全額充てることが可能
- ③臨時職員が機構業務以外も行う場合には、機構業務を行った実績部分について充てることが可能

22 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

(答)

市町村も含め業務委託を行う際には、委託する業務の内容を明らかにして行うことが必要です。また、一部地域だけ業務を委託することも可能です。

(6) 協力金

23 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、使途に制限はあるのか。

(答)

地域集積協力金の「地域」は、人・農地プランの作成プロセスにおける話合いの実際上の単位となっている地域のことです。（プランの作成エリアと一致する必要はなく、それを分割した集落、大字又は小学校区などで構いませんが、その地理的範囲が明確にされることが必要です。）また、地域集積協力金の使途については、県・市町村・地域の協議で決めればよく、フリー。

24 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。

（答）

組織化は不要ですが、協力金を受け取る者は定めてもらう必要があります。市町村は実施主体なので、市町村行政自体を交付先とすることはできません。

25 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

（答）

そのエリアが、人・農地プランの話合いの実際上の単位であれば、交付対象となります。

26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。

（答）

地域集積協力金は要件を満たしていれば交付されます。また既に規模拡大交付金を受けていた場合にも、地域集積協力金は地域の話合いによる機構利用の促進という別目的であるので、交付されます。（この場合、規模拡大交付金の返還は求めません。）

27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかん。

（答）

2年目以降も支払われます。支払いの対象面積は1回目に支払いの対象となった農地から増加した面積を対象とし、単価は2回目の時点の集積率に対応した単価となります。

28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとまって合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。

（答）

規模拡大の実態は継続しているので、返還を要しません。

29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。

(答)

重複受給できます。

30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。

(答)

「被災地域」は東日本大震災の被災地域のみであり、集中豪雨の被災地には適用されません。

31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てることは可能か。

(答)

税制上の手当がなされていないため、できません。

32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないことになっているが、どのような考え方によるものか。

(答)

地域タイプの協力金は、地域の話合いの推進が目的なので、機構に貸し付ければもらえることとしています。

個人タイプの協力金については、農地中間管理機構は、借りた農地について、相当期間受け手が見つからない場合には、地主に返還できる制度であり、機構が借りた時点で個人タイプの協力金をいったん払ってしまうと、その後協力金の返還を求めると関係が複雑となることから、機構から貸付けが行われたものに限り協力金を支払うこととしたものです。

33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。

(答)

交付事務は市町村が行うこととしており、機構からは交付できません。

34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。

(答)

市町村を通じて交付することとしているので、予算化しておく必要があります。

35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。

(答)

地域集積協力金及び耕作者集積協力金については、機構への貸付けを推進するのが主目的ですので、現に利用権を設定しているものであっても、合意解約して機構に貸付けが行われるのであれば、交付の対象となります。

一方、経営転換協力金については、経営転換等のために農地の貸付けに踏み切っていただくことが主目的ですので、既に貸付けを行っていた場合は対象としていません。

36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくてもよいのか。

(答)

所有している農地を耕作放棄していない者であれば、販売農家でなくても、交付対象者になります。

37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかった場合には、経営転換協力金はもらえるのか。

(答)

経営転換協力金は、全ての自作地を機構に貸し付け、担い手に貸し付けられた場合に支払われますが、機構に貸し付けようとした自作地の一部を機構が借り受けなかった場合でも、協力金は支払われます。ただし、その対象農地は、機構が借り受けた面積となります。

また、機構が借り受けたものの受け手が見つからず返還された農地は、当該農地について協力金が支払われている場合でも返還を要しません。

38 地域集積協力金の使途は地域で決められるとされているが、所有している農地を機構に貸し付けた個々人へ直接配分してもよいのか。

(答)

地域集積協力金の使途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県と相談して、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用して頂きたいと考えています。

39 平成26年産の作付け前に機構に貸し付け、担い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産については、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受委託契約を締結し、収穫後に農地の出し手が機構に貸し付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

(答)

経営転換協力金は、自作地を機構に貸し付けることを要件としています。

特定農作業受委託契約を締結していた農地の所有者が、当該受委託契約の期間満了後に当該農地を機構に貸し付けた場合は、自作地を機構に貸し付けたこととなりますので、経営転換協力金をもらえます。

（ただし、過去に経営転換協力金をもらっている場合は、再度もらうことはできません。）

(7) 農地台帳

40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に県内の農地基盤図やオルソー写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどのように考えているのか。

(答)

電子地図については、今回全国一箇所で公表用の地図システムを構築し、農業委員会を含め、その情報を求める者がそのシステムにアクセスすれば農地の地積、地番、賃貸借の設定等の情報を得られるようなシステムを構築することとしているところです。水土里情報システムとの連携については、基図情報を提供して頂いたところについては、今回の公表システムを活用して頂けることとしています。

(8) その他

41 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。

(答)

法第4条により、機構の役員は、経営に関し実践的な能力を有する者であることが必要です。この「経営に関し実践的な能力を有する者」について、大規模家族経営・法人経営の経営経験のある方、食品流通・加工関連企業の経営経験のある方などが適任であると考えています。

また、こうした方を含め、機構の役員は全員が、意欲と能力を持つ方であるべきことは言うまでもありません。

4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどのような仕組みとなるのか。

(答)

機構の主たる事務所に相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、窓口の設置を周知した上で、電話やインターネット等を通じて苦情や相談を受け付けて回答することが基本であると考えています。

4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにすべきではないか。

(答)

業務の委託先の決定に当たっては、機構は都道府県知事の承認を受けることが必要であり、受託者が業務を公正かつ適確に行うことができるか否かが審査されることとなります。

また、業務委託を受けた者が業務を公正かつ適確に行っていない場合には、機構は委託契約を取り消すこととなります。

このようにして、機構の業務執行の中立性を確保していくこととしています。

4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。

(答)

利用配分計画が作成される地域における農地の所有者、農地の利用者、法第17条第1項の規定による募集に応募した者等をいいます。

4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に関し農業者の間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。

(答)

機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうことを考えています。業務委託に際しては必要な費用が支払われることとなるので、これにより、普及員0B、市町村職員0Bなど、現場での農地利用調整等を行う方を雇い、活動していただくことを考えています。

46 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を旨として」とはどのような趣旨か。

(答)

この文言は、当該地域の既存農業者による取組にとどまらず、当該地域への新規参入の促進も合わせて「農用地の利用の効率化及び高度化」の確実な促進を図る観点から設けられています。

したがって、農地の貸付先を選定するに際して、認定農業者や中心経営体等の地域の既存農業者が合理的な理由なく新規参入者等に優先することを認めるものではありません。

47 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。

(答)

業務の再委託は認めないこととしています。

48 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。

(答)

農用地利用配分計画の案を作成する業務については、この業務を市町村から他者に委託することは認められません。

49 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることは可能か。

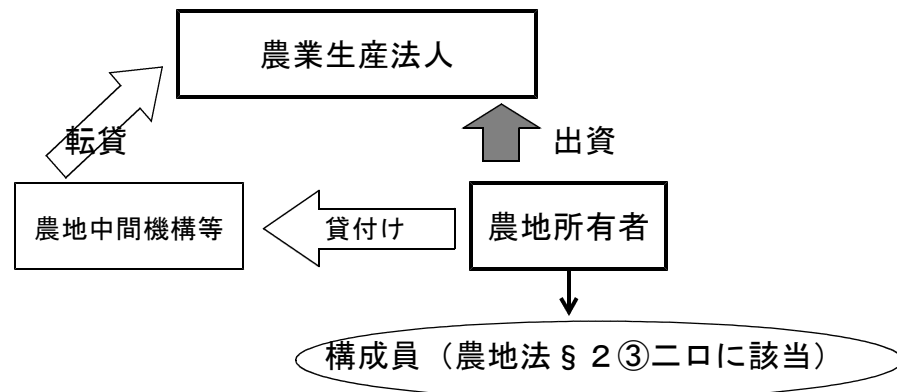
また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

（答）

機構を通して利用権を設定した農地の所有者は、農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号ロ）に該当しますので、常時従事しなくても、農業生産法人の構成員となることができます。

また、円滑化団体の場合も同様です。

（参考）



農地法（昭和27年法律第229号）（抄）

第2条 （略）

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

ニ その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（後略）

イ （略）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人ハ〜チ （略）

新たな経営所得安定対策関係

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

- 1 27年産は営農継続支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。
- 2 当年産の作付面積の確認が困難で交付対象面積が確定できるまで期間を要する協議会と、直ちに当年産面積払に移行可能な協議会が存在する場合、前年産面積（換算面積）払と当年産面積払を選択する等の経過措置を設けるのか。
- 3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。
- 4 そばの営農継続支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。
- 5 そばの数量払において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。
- 6 そばの未検査品を支援対象から除外するとあるが、地域によっては検査登録機関が少ないことから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。
- 7 畑作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞るのでなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。
- 8 ゲタ対策、ナラシ対策は、生産調整の達成が要件となるのか。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

- 9 ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外を対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担い手であるが、対象とすべきではないか。
- 10 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。
- 11 認定農業者の認定基準に、規模要件などの独自要件を設定している市町村があり、認定農業者になりにくいとの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。
- 12 今でも経営改善計画の進捗管理ができていない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないのか。

(5) その他

- 2 4 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合には、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。
- 2 5 交付金について、農協の代理受領はできるのか。

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

1 27年産は営農継続支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。

(答)

水田活用の直接支払交付金と同様、地域農業再生協議会が農業者の申告面積と共済引受面積を突合して確認することを基本とし、これにより確認できない場合は、地域農業再生協議会が現地において実測等を行い確認した作付面積とすることを考えています。

2 当年産の作付面積の確認が困難で交付対象面積が確定できるまで期間を要する協議会と、直ちに当年産面積払に移行可能な協議会が存在する場合、前年産面積（換算面積）払と当年産面積払を選択する等の経過措置を設けるのか。

(答)

- 1 当年産面積払と前年産面積払（換算面積）を地域が選択できるような仕組みについては、支払いの公平性が確保できないため、想定していません。
- 2 なお、当年産面積払にすぐに移行することが難しい地域もあると考えられることから、そのような地域については、26年度中に、地域センターが地域農業再生協議会と連携しながら、当年産面積払のために必要なデータ整備等の準備を進めていただく必要があると考えています。

3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。

(答)

- 1 水田及び畑で生産されるそば、なたねに対しては、これまで予算措置により、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）による支援を実施してきましたが、27年産からは担い手経営安定法令の対象として安定的・継続的に支援を行うこととしています。
- 2 また、捨てづくり等により品質の悪いそばが出回っていることに対し、
 - ① 26年産から農産物検査を受けていないそばをゲタ対策の支援の対象から除外するとともに、
 - ② 実需者ニーズを踏まえた農産物検査の規格となるよう26年度中に見直しを行った上で、27年産から規格外品のそばについても支援の対象から外すこととしています。
- 3 さらに、そば、なたねに対する水田活用の直接支払交付金は、地域や農家ごとの取組に差が大きいことから、26年産から戦略作物助成から産地交付金に変更し、産地における創意工夫を活かした需要に応じた生産を推進します。また、そば・なたねの取組に応じ、従来と同水準の交付単価（基幹作：2万円/10a、二毛作：1.5万円/10a）で都道府県に対して追加配分することとしています。

4 そばの営農継続支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。

(答)

- 1 営農継続支払については、数量払の内金としての性格を有していることを踏まえれば、そばの数量払の10a当たり平均交付額（18,500円/10a）を超えた額を支払うことは適当ではないと考えています。
- 2 このため、そば以外の対象作物の10a当たり平均交付額に対する営農継続支払の交付額が約4割～7割であることを踏まえ、そばについては、平均交付額の7割に相当する1.3万円/10aとすることとしたところです。

5 そばの数量払において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。

(答)

- 1 そばについては、麦・大豆等他の対象作物と同様に農産物検査を受検し、等級格付けされたものを支援対象とすることが適当ですが、そばを数量払の対象とした平成23年当時は、全国的にそばの農産物検査の受検体制が整っていない地域が多かったことから、未検査品や規格外品も支援の対象としたところです。
- 2 その後、そばの作付面積が大幅に拡大する中で、
 - ① 特に豊作であった平成24年産については、需要を大きく上回る生産量となったことに加え、
 - ② 捨て作りなどにより品質の悪いそばの流通も増加したことを要因として、販売価格が低下した等の指摘があったところです。
- 3 一方、これまでの間に、そばについて、各都道府県において農産物検査の体制が整ってきたところであり、実需者等に対して、品質の良い国産そばが安定的に供給されるようにするため、26年産からは、農産物検査を受検することを交付要件とすることとしたところです。
- 4 また、規格外品については、現場での混乱を避けるため、段階的に見直していくべきとの要望があったことや、平成26年度中にそばの流通実態に即した農産物検査の規格となるよう各地の実需者や生産者の意見をお聞きしながら規格を見直す予定であることを踏まえ、27年産から対象外とすることとしたところです。

(参考) そばの農産物検査体制については、そばの生産量が極端に少ない一部の地域（大阪府）を除き、そばの農産物検査員は確保、または、26年産に向けて確保される見込みであり、生産者からの受検希望があれば対応できる状況です。

6 そばの未検査品を支援対象から除外するとあるが、地域によっては検査登録機関が少ないことから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。

(答)

- 1 そばの検査を実施できる機関が少ない地域においては、地域のそば生産者が円滑に農産物検査を受検できるよう、検査体制の充実を図っていくことが重要と考えているところです。
- 2 このため、地域センター等からJA等関係機関に対して、今般のそばに係る経営所得安定対策の見直しの内容等を丁寧に説明するとともに、そばの検査員の育成、検査場所の増設などについて働きかけを行い、できるだけ検査を受けやすい環境整備を進めていく考えです。

7 畑作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞るのではなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。

(答)

- 1 我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが重要です。
- 2 このような観点から、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）については、平成26年産については、引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施することとしますが、平成27年産からは、担い手経営安定法を改正した上で、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とし、規模要件は課さないこととしています。
- 3 したがって、平成26年度中に、
 - ① 効率的かつ安定的な経営を目指す意欲のある農業者の方々については、認定農業者や認定新規就農者になる
 - ② また、自ら認定農業者等にはならなくとも、零細農家等多様な農業者が参加し、組織の規約を作成、対象作物の共同販売経理を行う集落営農を立ち上げる等の取組を進めていただきたいと考えています。

8 ゲタ対策、ナラシ対策は生産調整の達成が要件となるのか。

(答)

- 1 ゲタ対策は、米を対象品目としていないため、米の生産調整と関連した要件はありません。
- 2 一方、ナラシ対策については、米の部分は当該年産の主食用米の生産数量目標に応じた生産をすることが交付要件となっています。なお、米が生産数量目標を上回って生産される場合には、米以外の品目についてナラシ対策の交付金が交付されることになります。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

9 ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外は対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担い手であるが、対象とすべきではないか。

(答)

- 1 対象とはなりません。しかしながら、24年度から人・農地プランの中心経営体と認定農業者制度は連携して運用していただいているところであり、市町村は、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた者から農業経営改善計画の申請があれば、認定農業者として認定されるよう配慮していただくこととしております。
- 2 中心経営体となった者については、認定農業者となるよう促し、ご指導していただくようお願いいたします。

10 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。

(答)

- 1 認定農業者になるためには、年間農業所得及び年間労働時間の目標を含む経営改善の方向等を内容とした5年以内の「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることとなります。
- 2 市町村は認定に当たって、農業経営改善計画の内容が、市町村の「基本構想」に照らして適切なものであるか等の審査を行うこととなりますが、その際、例えば、基本構想に定められた農業所得等の水準を5年以内には達成できない場合であっても、その農業者の意欲・能力からみて、その後のステップで到達することが確実であると見込まれるような場合には、認定できることとしているところです。
- 3 したがって、市町村の基本構想を目指す農業経営改善計画を作成し、達成に向けて取り組む意欲のある農業者であれば、幅広く認定農業者になれるものと考えています。

11 認定農業者の認定基準に、規模要件などの独自要件を設定している市町村があり、認定農業者になりにくいとの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。

(答)

- 1 市町村が、認定農業者の認定に当たって、例えば、年齢や規模等について数値基準を定め、これをみたさない申請者は認定しないなどの画一的な運用を行うことは、適当ではありません。
- 2 したがって、従来から、そうした画一的な運用は廃止し、現場の実態を反映した認定となるよう指導しているところです。

12 今でも経営改善計画の進捗管理ができていない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないのか。

(答)

- 1 認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営へと発展させていくためには、経営者として自ら作成した計画に沿って経営改善に取り組み、結果を分析し、修正する意識（経営マインド）を持っていただくことが重要であると考えています。
- 2 このため、経営改善への取組の実施状況等を自己チェックできる「新たな農業経営指標」を作成・公表しているところであり、認定農業者の方々にはこれを積極的に活用して毎年自己チェックを行うとともに、経営改善計画の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に結果を市町村へ提出していただくこととしています。

13★ 認定新規就農者は市町村が認定する仕組みになると言うが、どのような者が対象となるのか、認定農業者と何が違うのかについて教えてほしい。これまで県から認定を受けていた認定就農者は、平成27年度以降、そのまま経営所得安定対策に加入できるのか。

(答)

- 1 「認定農業者」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営の目標（所得目標等）の達成に向けて、今後5年間における自らの経営拡大や効率化等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された農業者です。
- 2 一方、「認定新規就農者」は、昨年の臨時国会において改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者です。

※ 「青年等」とは、

- ① 青年（原則として18歳以上45歳未満）
- ② 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ③ これらの者（①及び②）が役員の過半を占める法人
のいずれかであって、かつ農業経営を開始してから5年以内の方ですが、既に認定農業者になっている方は除かれます。

- 3 新規就農者の方々には、市町村や普及員等の指導・助言を受けながら、認定新規就農者となっただき、早期に経営基盤を確立し、将来的には、効率的かつ安定的な農業経営体を目指して経営改善の取組を行う認定農業者へとステップアップしていただきたいと考えています。
- 4 また、平成27年度以降の経営所得安定対策の対象に、認定新規就農者が追加される予定ですが、これは改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた認定新規就農者です。
これまで青年就農促進法に基づき知事から就農計画の認定を受けていた方々で、経営所得安定対策の支援を希望する方々については、平成26年度中に、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けていただく必要があります。その際、就農計画の内容に変更がない場合には、新たに作成する青年等就農計画においては、現在の経営規模のみを記載し、これに知事認定を受けた就農計画の写しを添付していただくといった、簡単な手続きで申請できるように措置しています。

14 27年度以降、規模要件は課さないとのことだが、集落営農の5要件はそのまま継続されるのか。法人化計画の延長が切れた場合、その翌年からナラシ対策には加入できなくなるのか。

(答)

- 1 認定農業者や法人などの核となる担い手が存在しない地域において、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農を組織化・法人化していくことは極めて重要な課題です。
- 2 このため、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となる集落営農については、法人化計画の作成等の5要件を満たすものを対象としてきたところです。
- 3 27年産以降の集落営農の要件については、現場実態を踏まえて見直すこととし、具体的には、従来の5要件のうち、「組織の規約の作成」及び「対象作物の共同販売経理の実施」の2要件のみを確認することを考えています。

残りの要件のうち、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱うこととし、「主たる従事者の農業所得の目標」については不要とすることを考えています。

- 4 なお、26年産のナラシ対策については、引き続き現行の法令のとおり5要件が適用されますので、法人化計画の達成予定日を経過し失効した場合は、既存の集落営農のままでは加入できませんが、ナラシ移行のための円滑化対策に加入することはできます。

15 現行のナラシ対策では、集落営農が加入するには「法人化計画（5年以内の法人化）」が必須であるが、意欲があっても法人化に時間を要するものもある。法人化はさせたいが、現在の法人化計画は実態に合っていないのではないか。

(答)

- 1 これまでナラシ対策等の加入要件として5年以内の法人化を内容とする「法人化計画」を求めてきたところです。
- 2 しかしながら、法人化の意欲があっても参加者の説得等に時間を要するケースもあるので、今後は、「法人化計画」は不要としました（市町村が法人化が確実と判断すれば、足りることとします）。

16 平成27年産からの経営所得安定対策では、集落営農の法人化等については、市町村が確実と判断すれば、支援の対象とするとのことだが、市町村の手続はどうなるのか。また、市町村が確実と判断する際の考え方を例示してほしい。

(答)

- 1 平成27年産からの経営所得安定対策の対象となる集落営農については、「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」については確認する一方、「地域における農地利用の集積」及び「農業経営の法人化」については、市町村が確実であると判断すれば、その要件は満たしているものとして取扱うこととしています。
- 2 その際の手続については、今後、お示しする予定ですが、集落営農が交付申請を行う際に、農地利用の集積、農業経営の法人化に関する市町村の意見を付して提出していただくことを考えています。
- 3 また、市町村が確実と判断する際の判断材料についても、今後、例示することを検討しますが、
 - ① 「地域における農地利用の集積」については、例えば、一定の地域における農地利用の集積についての組織の規約や総会での議決の内容、さらに人・農地プランにおける農地利用の集積の目標
 - ② 「農業経営の法人化」については、例えば、法人化に取り組むことについての組織の規約や総会での議決の内容、集落営農を法人化させるための市町村の取組方針等を勘案していただくことになると考えているところです。

(3) ナラシ移行のための円滑化対策

17 ナラシ移行のための円滑化対策は、どのような手続となるのか。

(答)

- 1 ナラシ移行のための円滑化対策については、平成26年産において規模要件が残るナラシ対策に加入できない者に対する経過措置として、平成26年産に限り、農業者の抛出なしで実施することとしたものです。
- 2 具体的な手続等については、本円滑化対策の交付を受けたい者は、
 - ① 平成26年6月30日までに、米の直接支払交付金と併せて、国に加入申請を行った上で、
 - ② 平成27年4月30日までに、出荷・販売の対象数量（農産物検査3等以上）を報告する
 - ③ 国は、申請者から報告があった出荷・販売の対象数量を地域（都道府県）別の平成26年産米の実単収で換算した面積を算定する
 - ④ ナラシ対策において、米について、地域（都道府県）別に、平成26年産米の10a当たり収入額が10a当たり標準的収入額を下回り、補填が行われる場合に、その国費分相当の5割に面積を乗じた額を交付することとしています。

18 27年産以降のナラシ対策は認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に行われるが、それ以外の農業者に対する米価下落対策はないのか。

(答)

- 1 今後のナラシ対策の対象者については、これまでの認定農業者と集落営農に、認定新規就農者を加えるとともに、面積規模要件を廃止することとしており、意欲ある農業者は加入できるようにする方針です。
- 2 この見直しには法改正が必要なため、26年産は面積規模要件等が残る従来のナラシ対策となりますので、26年産に限り、ナラシ対策の非加入者を対象に、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、農業者の抛出なしで、国費相当分の5割を交付する影響緩和対策を予算措置で実施することとしています。
- 3 現在、ナラシ対策の非加入者におかれては、この1年間の経過期間を利用して、認定農業者となったり、集落営農の組織化に取り組んでいただき、できるだけ多くの方々に27年産からの新たなナラシ対策に加入していただきたいと考えています。

(4) 米の直接支払交付金関係

19 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのか。

(答)

- 1 平成22年度から導入された米の直接支払交付金は、農業者の手取りになったことは間違いありませんが、
 - ① 高い関税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと
 - ② 交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り拓いて経営を発展させる途を閉ざしてしまっていること
 - ③ 農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の問題がありました。
- 2 このため、米の直接支払交付金は廃止することとし、その「振替・拡充」として、
 - ① 水田だけでなく、畑・草地を含めて、農地を維持することに対する多面的機能支払の創設、
 - ② 主体的な経営判断により水田フル活用を実現する、水田の有効活用対策の充実、
 - ③ コストダウン・所得向上を図るための、構造政策（農地集積）の拡充等を行うこととしたところです。
- 3 なお、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきたり、行おうとしている農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じることとしています。

20 米の直接支払交付金が半減し、水田活用の直接支払交付金の拡充や多面的機能支払に回ったと聞かすが、収入減を埋めるに至っていないのではないか。

(答)

- 1 今回の見直しでは、政策的な問題のあった米の直接支払交付金を見直す一方、飼料用米等の戦略作物の助成の充実や、産地交付金の拡充を行っており、意欲ある農業者が、主食用米偏重ではなく、自らの経営判断で需要ある麦・大豆・飼料用米等の作物を選択し、農地をフル活用する場合には、従来の助成よりも手厚い助成が受けられるようになっています。
- 2 また、多面的機能支払は、集落などの活動組織に対して支払われるものですが、
 - ① 交付金を活動組織の共同活動に充当することにより、従来は農家が負担していた負担が軽減されたり、
 - ② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと等を通じ、農業者の実質的な手取りの向上にもつながると考えています。
- 3 さらに、
 - ① 農地集積等による生産性の向上、流通の合理化、農産物の高付加価値化等により農業からの所得の増大を図るとともに、
 - ② 輸出倍増、観光業や医療・福祉産業等との連携等による6次産業の市場規模の増大を通じた農村所得の増大を図り、前向きな工夫や努力を行う農業者を後押ししたいと考えています。

21 現場の声を十分に聞いておらず、また、既に来年度の営農が始まっている中、米の直接支払交付金の単価を半減させるのは、拙速と言わざるをえない。

(答)

- 1 戸別所得補償制度、特に、米の直接支払交付金については、米は、麦・大豆等と違い、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、また、全ての販売農家に対し生産費を補填することは、農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の政策的な問題があったため、廃止することとしたところです。
- 2 しかしながら、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきた農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、経過措置として、平成26年産米から単価を削減した上で、平成29年産までの時限措置（平成30年産から廃止）とすることとしたところです。

2 2 米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じか。

(答)

従来どおりです。

2 3 調整水田等の不作付地の改善計画の手続は変更されるのか。

(答)

従来どおりの手続ですので、初めて米の直接支払交付金を受けようとする方が、調整水田等の不作付地を有している場合には、申請年から3年以内を目途に解消することを内容とした改善計画を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

(5) その他

2 4 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合には、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。

(答)

- 1 農地中間管理機構を活用して農地を担い手に集積していく場合に、その農地の中に、過去に交付対象水田から除外されたものが含まれる可能性があります。これについて機構が復田しても、米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金が交付されなければ、担い手がこれを引き受けることは困難になります。
- 2 したがって、このような場合には、両交付金の交付対象とすることとします。

2 5 交付金について、農協の代理受領はできるのか。

(答)

- 1 交付金の農協代理受領については、農業者に直接交付金が支払われないため、何のための交付金なのかといった、交付金の目的が農家に伝わらないこと等の課題があることを踏まえ、原則認めておりません。
また、本来、交付金の類は、申請した本人の口座に支払うことが原則となっています。
- 2 ただし、ブロックローテーションやとも補償等を行うために、複数の農業者の交付金を一つの口座で受け取りたいとの意向がある場合には、地域センターに対して、農業者グループの代表者の口座の届出（口座名義人に対する委任状）を行うことにより、その口座で受け取ることは可能です。

水田フル活用と米政策の見直し関係

1. 水田活用関係

(1) 飼料用米関係

- 1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種籾をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。
- 2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないように、供給計画を示すべきではないか。
- 3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。
- 4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。
- 5 飼料用米の利用可能量450万tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。
- 6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援すべきではないか。
- 7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上上回るような先進的な事例は既にあるのか。
- 8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以上下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準である「8割未満」はどのようになるのか。
- 9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や産地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。
- 10 飼料用米等の生産が増加するとコンタミが懸念されないか。
- 11 飼料用米については、主食用品種で取り組む場合、これまでは一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。
- 12 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合も数量払いの対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。
- 13 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いになる単収はどのように設定するのか。

- 14 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも畑作物の直接支払交付金の数量払と営農継続支払のように2回に分けて支払いを行うのか。
- 15 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。
- 16 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようなものか。また、取組に対する面積確認や支払いはどのように行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。
- 17 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。
- 18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどこで行うのか。
- 19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。
- 20 数量確認を農産物検査によらず第三者的機関の確認による方法で行ってはいけないのか。
- 21 検査手数料が掛かるとのことだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。
- 22 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討しているとのことだが、どのような内容なのか。
- 23 飼料用米の検査は、どこの登録検査機関でも行ってくれるのか。
- 24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行ってもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜産農家で検査を受けることは可能か。
- 25※ 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いている。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難しいため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。
- 26 飼料用米の数量払いにあたり、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。
- 27 飼料用米を自家使用する場合、これまでは生産数量を自己申告で把握していたが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

(2) その他

- 28 水田活用の交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。
- 29 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。また、その提出時期はいつか。
- 30 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に関し、目標のレベルはどのようなイメージか。また、目標の達成度合いの評価はどのように行うのか。
- 31 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。
- 32 麦・大豆・飼料作物・WCS用稲の交付単価が現行どおりとなったのはなぜか。(特にWCS用稲)
- 33 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の団地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまわないよう、大豆・麦への支援措置をもっと充実すべきではないか。
- 34 せっかく需要先と結びついた大豆団地が崩れないか。
- 35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると考えてよいか。また、25年度の産地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当/10a)
- 36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうなるのか。
- 37 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分とは、具体的にどのようなものか。
- 38 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。
- 39※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。
- 40★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜ける農家が出た場合はどうなるのか。
- 41★ 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代わりの加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援(1.2万円/10aの追加配分)は絶対に出ないということか。(農業者リストの変更は一切できないということか。)

4 2 現行の需給調整の制度においては、生産数量目標の枠内で生産された米（主食用米）を米菓などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」ができない）になっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

4 3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今以上に大きなコストや労力が必要にならないか。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となった場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

4 8 米政策の見直しについて需給調整の実効性の確保をどのように考えているのか。国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないということか。

4 9 5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を見直すとしているが、直接販売のウェイトが大きくなる中で米価はどのようなところに落ち着くと考えているのか。

1. 水田活用関係

(1) 飼料用米関係

1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種粃をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。

(答)

- 1 飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握して供給しているほか、都道府県の供給では不足する分について、(一社)日本草地畜産種子協会において補完的に供給しています。
- 2 今般、飼料用米の多収性専用品種の出組の拡大が想定されることを踏まえ、1月22日の全国会議で都道府県や関係機関と種子の需給状況の調査結果を共有するとともに、不足分の解消に向けて、25年産飼料用米の粃を種子に転用する際の手続き等を整理して説明したところであり、今後とも、都道府県と情報共有を図りつつ、関係機関とも連携し、産地において必要となる種子の安定供給に努めていくつもりです。

2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないように、供給計画を示すべきではないか。

(答)

- 1 飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握して供給することが基本と考えています。
- 2 1月22日の全国会議において、26年産及び27年産の飼料用米の出組に必要な種子の需給状況及び種子確保に向けた対応方向をお示したところであり、これをもとに各都道府県において種子の供給計画を検討してください。

3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。

(答)

- 1 飼料用米に取り組むに当たっては、飼料用米の販売先を確保した上で、生産年の6月30日までに「新規需要米取組計画書」を地方農政局、地域センターへ提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- 2 詳細は、地方農政局、地域センターに相談してください。

4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。

(答)

- 1 各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、国、都道府県、関係団体等が連携し、
 - ① 生産要望のある耕種農家と利用要望のある畜産農家とのマッチング活動
 - ② 配合飼料工場での長期的・計画的な活用のための情報提供等により畜産側の需要との的確な結びつけが図られるよう支援しているところです。
- 2 新たに飼料用米に取り組まれる農業者の方など、需要先の確保に不安のある方は、お近くの地域農業再生協議会または米の集出荷団体にご相談願います。

5 飼料用米の利用可能量450万 tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。

(答)

- 1 飼料用米の利用可能量の450万トンという数字は、24年度の全国の畜種別の配合飼料生産量に畜種別の配合可能割合（家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる配合割合）を乗じて試算したものです。
- 2 これは、飼料用米の潜在需要が十分にあることを示すものであり、配合飼料原料としての飼料用米はブロックを越えて流通することを踏まえると、ブロック別に示す意味はないものと考えています。

6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援するべきではないか。

(答)

- 1 国内で生産される飼料用米は、①地域内の耕種農家と畜産農家の結びつきによる直接供給（いわゆる地域流通）と、②配合飼料メーカーを通じた全国の畜産農家への流通が行われています。
- 2 このうち、運送経費が嵩まない地域流通については、地域内の耕種農家と畜産農家のマッチング活動を一層推進することとしています。
- 3 一方、配合飼料原料として利用する場合には、主に、地域農協で集荷し、全農県本部、全農を經由して飼料工場へ輸送される、いわゆる全農スキームにより流通していますが、この経費については、全国域又は県域で共同計算されています。
- 4 このため、流通経費そのものを補助することは困難ですが、今回手厚くする水田活用の直接支払交付金による助成のほか、加工・保管施設の整備等への支援により、飼料用米の利用促進を図っていきたいと考えています。

7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上上回るような先進的な実例は既にあるのか。

(答)

県等が行ってきた実証試験のほか、実際に飼料用米を生産している生産者から提出された出荷実績報告においても、標準単収を大幅に上回っている事例が見られるところです。

8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以上下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準である「8割未満」はどのようになるのか。

(答)

- 1 5.5万円/10aの支援となる単収に満たない場合には、収量低下等が生じたと思われる原因や次年度に向けた改善点を記載した理由書の提出を求めるとします。
- 2 これまでと同様、「通常の肥培管理等を行ったこと」が理由書及び作業日誌等から確認されたものに関しては、当年産については交付対象となります。

9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や産地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。

(答)

- 1 主食用米の需要が減少傾向にある中で、飼料用米の増産に対応するためには、米産地の既存の乾燥調製貯蔵施設等の利用集約化を進め、それによって生じる保管余力を飼料用米の保管に活用することに加え、それで不足する施設・機械については、導入を進めていくことが重要です。
- 2 このため、今後、各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、
 - ① 25年度補正予算における乾燥調製貯蔵施設の再編合理化に必要な設備や、利用体制の強化に資する機械（粉碎機、飼料保管タンク等）のリース方式による導入支援
（攻めの農業実践産地転換対策：H25補正 350億円の内数
畜産収益力向上緊急支援リース事業：H25補正 70億円の内数）
を行うことに加え、
 - ② 26年度当初予算においても、耕種側における乾燥調製貯蔵施設や、畜産側で必要となる加工・保管施設の整備への支援を引き続き計上
（強い農業づくり交付金：H26概算決定額 234億円）
するなどにより、飼料用米の増産に対応した産地の生産体制の整備を推進していきたいと考えています。
- 3 なお、耕種側における米の保管施設の整備については、単なる米の倉庫は補助対象となっておらず、乾燥調製貯蔵施設又は効率的なバラ出荷を行うための品質向上物流合理化施設のみが補助対象となっていることに留意してください。

10 飼料用米等の生産が増加するとコンタミが懸念されないか。

(答)

- 1 これまで主食用米においても多品種の作付や減農薬の作付が行われており、異品種混入（コンタミ）防止策を実施していますが、飼料用米は、食糧法上、飼料用米以外への使用の禁止や別はいにはい票せんを掲示するなどの明確な区分管理が義務づけられている用途限定米穀であり、特にコンタミや横流れの防止策を実施する必要があります。
- 2 コンタミ防止には、
 - ① 飼料用多収性品種は主食用品種より晩生の品種を選択し、作期分散やほ場の団地化を図る。
 - ② 播種・育苗段階においては、種子や育苗箱の個々の品種名が特定できるようにし、品種の取り違いや他品種の種子の混入がないよう、品質管理を徹底する。
 - ③ 収穫段階においては、品種毎に収穫し、品種の切り替え時にはコンバインの清掃を徹底する。
 - ④ 乾燥・調製段階においては、1系列1日1品種の荷受を遵守するとともに、品種の切り替え時には乾燥調製施設の清掃又は空運転を徹底する。など、様々な防止策を組み合わせることでコンタミのリスク低減を図ることが重要です。
- 3 また、飼料用米の基本的な栽培方法やコンタミ防止対策を記載した「飼料用米栽培マニュアル」を作成・公表していますので、本マニュアルも活用しながら管内の指導の徹底をお願いします。

11 飼料用米については、主食用品種で取り組む場合、これまでは一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 25年産米については、捨てづくり防止等の観点から主食用品種では「区分管理方式による出荷」を選択することが認められていませんでしたが、数量払いの導入に伴い、主食用品種においても「区分管理方式による出荷」を選択できることとします。
- 2 なお、主食用品種において区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書に、飼料用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合の取組内容（生産性が低いほ場で取り組む場合を含む。))を記載する必要があります。

1 2 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合も数量払いの対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。

(答)

- 1 飼料用米及び米粉用米の数量払いは、飼料用米等を生産したほ場で収穫された全量を出荷する「区分管理方式」のみならず、あらかじめ定めた契約数量等を出荷する「一括管理方式」を選択した場合も対象となります。
- 2 「一括管理方式」の場合の交付単価は、農家等ごとの出荷数量を取組面積で除した単収により設定することを軸に検討を進めているところです。なお、「一括管理方式」を選択した場合の出荷数量は、現行制度と同様、実際の作柄等に応じて契約数量を出来秋に調整することができる仕組みとなります。

1 3 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いになる単収はどのように設定するのか。

(答)

標準単収値は、各農家における主食用米の配分単収（地域の合理的な単収）とします。また、標準単収値から+150kg/10aで10.5万円/10a、-150kg/10aで5.5万円とします。

1 4 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも畑作物の直接支払交付金の数量払と営農継続支払のように2回に分けて支払いを行うのか。

(答)

数量報告を行う前であっても、捨てづくりでないことが確認できた場合、5.5万円/10a分を先に支払うことも可能とします。

1 5 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。

(答)

追加配分は営農計画書の取りまとめ後行う予定です。

16 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようなものか。また、取組に対する面積確認や支払いはどのように行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。

(答)

- 1 飼料用米又は米粉用米について、多収性専用品種で取り組んだ場合、その取組に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。
- 2 追加配分は、営農計画書及び種子の購入伝票をもとに行い、交付は圃場確認等を通じた作付実績により行います。
- 3 なお、自家採種の場合については、多収性専用品種の種子のこれまでの増殖実績を記した様式と、導入当初の種子の購入伝票の写しにより確認を行います。(圃場確認については同様に行います。)

17 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。

(答)

- 1 多収性専用品種としては、まず、国の委託試験等によって主に主食用以外の用途向けとして育成され、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された以下の20品種がそれに該当します。(26年4月現在)
- 2 このほか、
 - ① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種であって、かつ、
 - ② 産地品種銘柄に設定されていないか、設定されていても概ね全量が非主食用米として流通している等、当該都道府県内で一般に主食用以外の用途向けとして生産されている全国銘柄以外の品種については、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が特に認める場合には、多収性専用品種に該当することとなります。

【参考】 1に該当する品種

いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり

18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどこで行うのか。

(答)

飼料用米の数量確認は農産物検査の枠組みで行います。検査場所としては、稲作農家から実需者に引き渡されるまでの①生産地、②実需者（配合飼料工場、畜産農家）の集荷場所、③両者の中間地点が考えられますが、いずれを設定するかは飼料用米の取引の実態や流通コスト、検査機関の検査体制等を考慮して、効率的な検査となるよう、関係者で話し合いをすることが重要です。

19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。

(答)

- 1 交付金の対象となる数量は、玄米での重量とするため、もみで出荷する場合は、もみ重量に0.8の係数を乗じて玄米換算した重量を用いることとします。
- 2 また、水分含有量に係る重量補正は行いません。
- 3 なお、生もみを直接ソフトグレインサイレージ（SGS）に加工・利用する取組などは、数量払いの対象とはならず、所要の確認の上、数量いかににかかわらず8万円/10aとなりますので、ご注意ください。

20 数量確認を農産物検査によらず第三者的機関の確認による方法で行ってはいけないのか。

(答)

高い交付金が支払われる中で、納税者の理解を得るためにも、支払いの根拠となる数量については、客観的な確認が必要であることから、農産物検査機関による数量確認を要件とし、確認申請に係る手数料を負担することについてはご理解願います（生産者側の判断で、数量確認を受けないことも可能ですが、その場合5.5万円/10aの支援となります）。

2 1 検査手数料が掛かるとのことだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。

(答)

- 1 検査手数料は請求者が負担するものであり、請求者が飼料用米を生産する耕種農家の場合は耕種農家に負担していただくこととなります。
- 2 飼料用米の検査手数料は、登録検査機関が決定するものですが、現在の主食用米の検査手数料と同等程度になると考えられます。

2 2 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討しているとのことだが、どのような内容なのか。

(答)

飼料用米の検査規格は、飼料用米の生産・流通・利用の実態を反映させたものとし、具体的には以下のような規格を検討しています。

- ・ 検査を行う種類は、「飼料用もみ」、「飼料用玄米」とし、銘柄（産地・品種）は設定しない。
- ・ 形質（外観の見ばえ）による検査は行わない。
- ・ 等級区分は、「合格」、「規格外」とする。
- ・ 水分は、食用と同じ規格とする（もみは「14.5%」、玄米は「15.0%」を最高限度とする（いずれも当分の間1.0%を加算））
- ・ 被害粒は、飼料品質に影響のある「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に限り、その混入限度は合わせて25%とする
- ・ その他、異物（茎など）や異種穀粒（そば、麦など）の混入限度を設定するなど

2 3 飼料用米の検査は、どこの登録検査機関でも行ってくれるのか。

(答)

- 1 飼料用米の検査は、登録検査機関が設定した検査場所で行います。
- 2 登録検査機関によってはもみの検査を行わず、玄米のみ検査を実施している登録検査機関もあることから、詳細については、あらかじめ登録検査機関にお問い合わせください。

24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行ってもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜産農家で検査を受けることは可能か。

(答)

- 1 登録検査機関は、自らが設定した検査場所において、生産者等からの受検希望等を調整した上で、検査計画に基づき検査を実施していますので、登録検査機関へ事前にご相談ください。
- 2 また、検査員の出張により検査を行う登録検査機関もありますが、検査の効率性や鑑定条件等を考慮の上、検査場所を設定しており、生産者個人の庭先を検査場所に設定することは難しい場合があることをご理解ください。
- 3 このため、地域において近隣の飼料用米を集約する、あらかじめ検査日を調整する等の取り組みが必要となることもあります。いずれにしても、できる限り早めに受検を希望する登録検査機関にご相談してください。

25※ 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いている。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難いため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。

(答)

- 1 今後、飼料用米の農産物検査のニーズの増加が予想されることから、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を設けることを可能とする農産物検査法施行規則の改正を検討しています。
- 2 併せて、現在、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を育成する方法を検討しているところです。

26 飼料用米の数量払いにあたり、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。

(答)

低品位の米穀を寄せ集めて出荷されたものについては、数量払いの対象とはなりません。

なお、需要に応じた米生産の推進に関する要領においても、飼料用米等については、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することは禁止しています。生産数量に疑義が生じた場合には、地域センター等及び地域協議会が連携して調査を行う場合があります。

27 飼料用米を自家使用する場合、これまでは生産数量を自己申告で把握していたが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

(答)

- 1 数量に応じた支払いの対象となるには、農産物検査機関による数量確認が必要です。
- 2 自家利用等で確認の手間を省く場合は、捨てづくりがないかどうかを確認の上、最低単価（5.5万円/10a）を交付します。

(2) その他

28 水田活用の直接支払い交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。

(答)

- 1 現在の水田活用の直接支払交付金は、それ以前の転作助成金とは異なり、食料自給率・自給力の向上を目的として、生産数量目標の達成いかにかわりなく支援を行っているものです。
- 2 5年後に生産数量目標の配分がどのようになろうとも、それにリンクして廃止されるような性格の交付金ではありません。

29 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。また、その提出時期はいつか。

(答)

- 1 水田フル活用ビジョンとは、現行の産地資金の活用計画書を充実させ、「地域の作物振興の設計図」として、都道府県及び地域段階で作成するものです。
概ね3～5年間の取組方針（作物の現状、取組方針、作付予定面積、生産拡大に向けて導入する新しい技術、活用施策等及び産地交付金の活用方法の明細等）を記載することとなります。
ビジョンの策定は産地交付金の交付要件としています。なお、既存の水田農業ビジョンの内容を水田フル活用ビジョンに活かしてもかまいません。
- 2 ビジョンは、5月末までに県を通じて国に提出し、公表していただくこととしています。

30 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に関し、目標のレベルはどのようなイメージか。また、目標の達成度合いの評価はどのように行うのか。

(答)

3年後の目標については取組面積、生産量等の客観的な目標を設定していただくこととしています。

また、目標の達成度合いについては、現状から目標に向かって産地化がどれだけ図られたのかという視点で行います。

31 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。

(答)

1 産地交付金の内容については、昨年末からの説明会等で説明しているところです。都道府県別配分額（追加払いを除く）の内報は、昨年12月26日に各都道府県にお知らせしたところです。

2 戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおりであり、団地化や担い手への加算など生産性向上等の取組に対する助成であることです。

32 麦・大豆・飼料作物・WCS用稲の交付単価が現行どおりとなったのはなぜか。
(特にWCS用稲)

(答)

1 単価については、現行どおりのままと考えているところです。飼料用米、米粉用米については、数量払いの仕組みに変えたところですが、平均的な交付単価（8万円/10a）はこれまでと同様です。

2 なお、WCSについては、穀粒を収穫するものではなく、また、ロールの仕立て（密度、水分等）によって重量が変わることから数量払いには適さないと判断し、現行の面積払いを維持することとしたところです。

3 3 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の団地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまうことがないように、大豆・麦への支援措置をもっと充実すべきではないか。

(答)

1 我が国の食料自給率・自給力の向上を図るためには、飼料用米のみならず大豆・麦等の戦略作物についても引き続き、生産拡大と生産性の向上を推進し、水田のフル活用を推進していくことが重要と考えています。

飼料用米については、主食用米の需要量が減少傾向にあり、また、排水条件等から大豆・麦の生産拡大が難しい地域もある中で、国内における潜在的需要等を踏まえ、その取組を後押しするものであり、これまで大豆・麦の団地化等を推進してきた産地においては、引き続き大豆・麦に取り組んでいただきたいと思います。

2 大豆・麦生産に対する支援措置としては、

① これまでと同様に、経営所得安定対策により、大豆・麦の生産者の経営安定を図り、単収・品質の向上を促すとともに、

② 水田活用の直接支払交付金により、大豆・麦等の戦略作物の本作化を推進し、

③ 産地交付金により、「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、大豆・麦を含む産地づくりに向けた助成を充実（26年度においては、産地戦略枠の創設等により、平成25年度に比べて264億円（H25：539億円→H26：804億円）を増額。）

することとしています。

3 さらに、大豆・麦生産の効率化や高付加価値化を実現する産地体制の構築のため、

① 平成25年度補正予算において、効率的機械利用体系の構築や乾燥調製施設等の再編合理化を支援するとともに【攻めの農業実践緊急対策 350億円の内数】、

② 平成26年度予算において、実需者・生産者等が一体となって行う、新品種・新技術や単収・品質向上技術の導入実証等の実施や、農業機械のリース導入について支援【新品種・新技術活用型産地育成支援事業 7億円 等】

することとしており、これらを通じて大豆・麦の生産振興を総合的に図ってまいります。

3 4 せっかく需要先と結びついた大豆団地が崩れないか。

(答)

1 国産大豆を振興する上では、実需者ニーズに応じた品質の高い大豆を供給し、需要を拡大していくことが必要であり、産地と実需者との結び付きによる生産体制の確保は重要であると考えています。

2 このため、問32の回答にあるとおり、産地が、「水田フル活用ビジョン」に基づき行う団地化等の生産体制の構築に向けた取組や生産性の向上、高付加価値化に向けた努力を引き続き支援してまいります。

35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると考えてよいか。また、25年度の産地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当/10a)

(答)

- 1 26年産備蓄米の優先枠は、25年産の各県の落札実績数量18万3千トンを基に設定し、各道県に通知するとともに、各地方農政局等にも連絡済みです。(25年12月4日)
- 2 産地交付金については、備蓄米の円滑な確保に向け、平成26年産備蓄米の買入入札において、落札を行った都道府県に対して、7,500円/10a相当の産地交付金を追加配分することとしています。(※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トン分については対象外です)

36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうか。

(答)

- 1 地域や農家ごとの取組に差が大きいことから全国一律で戦略作物として助成することを改め、産地交付金に移行することで、産地における創意工夫を活かした需要に応じた生産を推進することとしたところです。
- 2 追加配分については、営農計画書の取りまとめ後、都道府県へ追加配分を行います。
なお、配分額と実績に大きな乖離がある場合、次年度配分の際に調整することもありえます。

37 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分とは、具体的にどのようなものか。

(答)

加工用米の需要者と生産者等との間で、一定の要件を満たす出荷販売契約を締結した場合に、当該契約期間中の取組の継続状況に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。

38 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。

（答）

- 1 加工用米の複数年契約の具体的な要件は、契約期間については、平成26年から28年までの期間を含む3年間以上とし、3年間の契約数量が維持又は増加するものとしています。
- 2 また、契約書の内容については、
 - ① 各年産米の「契約数量」及び「契約価格」
 - ② 契約不履行に対する「違約条項」が記載されていることとしています。
- 3 このうち「契約数量」については、過去の加工用米取組実績数量を超えた数量のみではなく、3年契約を締結した全量が追加配分の対象となります。また、「契約価格」については、具体的な価格が記載されている場合のほか、契約価格の設定方法が明示されている場合などが対象となります。
- 4 なお、JA等生産者団体が農業者をとりまとめて契約する場合には、生産者は3年間固定である必要はありません（年によって生産者が異なっても構いません）が、当初の契約時に予め3年分の生産者を決めておく必要があり、2年目、3年目に生産者リストを更新することは原則認めません。

39※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。

（答）

加工用米に係る複数年契約の取組に関し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に関して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

40★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜ける農家が出た場合はどうなるのか。

(答)

- 1 野菜等、他の農産物については、従来より、産地づくりや販売力の強化等の観点から、出荷の際のルールが農協の部会等の場で決定されているところであり、米についても、同様の取組が広がっていくことが望ましいと考えているところです。
- 2 加工用米の複数年契約に対する支援（1.2万円/10aの追加配分）については、農家に対して直接支援が行われる仕組みであり、個々の農家にも「複数年に渡る約束をしている」ということについて高い意識を持っていただくことが必要です。
- 3 このような中で、農協においては、需要者との契約を確実に履行する観点から、この複数年契約の取組から2年目以降に抜ける農家が万が一出た場合の対応方法について、予め検討していただくことが望ましいと考えます。
- 4 なお、そのような事態が発生した場合に、代替りの加工用米を出荷した農家に対しては、加工用米についての単年度の支援（2万円/10a）が行われることとなり、また、農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、当該経営を引き継いだ農家が当初のおりの出荷の約束を引き継いだ場合には、複数年契約の支援（1.2万円/10aの追加配分）の対象から除外されるものではありません。

41★ 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代替りの加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援（1.2万円/10aの追加配分）は絶対に出ないということか。（農業者リストの変更は一切できないということか。）

(答)

- 1 農地の利用集積等の場合以外に、具体的にどのような場合において、複数年契約についての支援（1.2万円/10aの追加配分）が継続されるかについては、最寄りの地域センター、地方農政局又は農林水産省穀物課にご相談ください。
- 2 なお、「他の売り先を見つけた」、「収益性のより高い作物に変更することとした」等の理由によって、複数年契約の取組から途中で抜ける農家が出てくることのないよう、そのような事態が万が一発生した場合の対応方法についても、併せて検討していただきたいと考えています。

4 2 現行の需給調整の制度においては、生産数量目標の枠内で生産された米（主食用米）を米菓などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」ができない）になっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

（答）

- 1 全国の生産数量目標は、「米の全生産量」から「生産数量目標の枠外で生産された米の生産量」を控除した数量を用いて設定し、各都道府県に配分しているところです。
- 2 したがって、現在、生産数量目標の枠内で生産されている加工用途の米を、生産数量目標の枠外で生産することとした場合、その相当量を当該地域の生産数量目標から控除する必要が生じるなど現場に混乱を招くこととなるため、慎重な検討が必要と考えています。
- 3 なお、現行制度において、加工用米がいわゆる「置き換わり」に当たるかどうかについては地域センター等において確認することとしており、個別の事例については最寄りの地域センター等にご相談下さい。

4 3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

（答）

- 1 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米については、米の直接支払交付金の対象とはなりません。
- 2 ただし、産地交付金の対象とすることは可能であるため、各地域の判断により、必要に応じて水田フル活用ビジョンに位置づけ産地交付金を活用することについてご検討ください。

2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

（答）

- 1 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組んでもらうためには、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況を早期に実現していく必要があります。
- 2 しかしながら、米は1年1作であり、需要に応じた生産の定着状況をみながら進めていく必要があるため、「5年後を目途」という時期的なイメージを示しています。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今以上に大きなコストや労力が必要にならないか。

（答）

- 1 生産調整は既に実質的には選択制となっているが、今後の水田農業の発展のためには、生産・販売に関与しない行政が米の生産量を決めるのではなく、米の販売を行う生産者、集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、消費者が求める需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要があります。
- 2 この結果、生産者、集荷業者・団体においては、これまで以上に、誰に、どのような米を、どのくらい生産・販売していくのか考えていただく必要があると考えられますが、こうした取組を通じて消費者が求める米の生産が拡大し、農業経営の発展にも資するものと考えています。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

(答)

- 1 生産調整の見直しにより「需要以上の生産が行われ、米が余るようになってもかまわない」ということは政策としてあり得ず、政策的にも需要に応じた生産を促していくことは当然必要であると考えています。
- 2 今回の米政策の見直しにおいては、
 - ① これまでは行政が生産数量目標の配分を行ってきたところですが、
 - ② 5年後を目途に、行政による配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、各般の環境整備を進めることとしています。
- 3 そうした観点から、これまで「生産調整の見直し」という説明を行ってきたところです。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となった場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

(答)

- 1 集荷円滑化対策については、その運用に当たり、地域で作況101でも農家段階での収量は多様であることや、販売ができる可能性があるのに出来秋に豊作分を一律に隔離することの問題があり、22年より休止しているところです。
- 2 なお、基金の残額については、米穀機構において販売の見込みが立たなくなった主食用米を需要が期待できる加工用、飼料用等に販売することが検討されていると承知しており、こうした取組にも活用されるものと考えています。

4 8 米政策の見直しについて需給調整の実効性確保をどのように考えているのか。国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないということか。

(答)

- 1 我が国の貴重な生産装置である水田を有効活用し、需要に見合った米生産を行うことができるようにするのが政策の基本です。
- 2 したがって、水田フル活用に取り組み、需要に応じた米生産が定着するよう、
 - ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、
 - ② 産地交付金も充実し、県・市町村段階において作物振興の設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定いただき、地域の特性を活かした産地づくりを進める、
 - ③ 主食用米の需要の約3割を占める中食・外食用等のニーズに応じた米の生産や、複数年、播種前などの事前契約等による安定取引の拡大を進める、
 - ④ 国は全体の需給について必要な見通しを明らかにすることに加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるようにする、
等の環境整備を着実に実施することとし、こうした取組により米の需給と価格の安定を図ることとしています。
- 3 今後、「5年後を目途」という時期的なイメージを関係者が共有しつつ、毎年、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいきます。

4 9 5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を見直すとしているが、直接販売のウェイトが大きくなる中で米価はどのようなところに落ち着くと考えているのか。

(答)

- 1 今回の米の生産調整の見直しにおいては、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって農地のフル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていくこととしています。
- 2 米の価格については、実際には民間取引により、需給動向等を踏まえて決まることとなりますが、需要に応じた米生産が行われることにより、ロングスパンで見れば、米価の大幅な変動はないものと考えています。

日本型直接支払の創設関係

(1) 総論

- 1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。
- 2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。
- 3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要か。
- 4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。
- 5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支援を同一地区で取り組むことは可能か。
- 6 日本型直接支払の概算決定の概要いかん。
- 7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。

(2) 対象組織

- 8 多面的機能支払の活動組織は、どのような構成になるのか。

(3) 対象農用地

- 9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。

(4) 対象活動

- 10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。
- 11 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけ行うことは可能か。

(5) 協定

1 2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間の途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができるか。

(6) 交付ルート・交付先

1 3 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払は重なって交付される場合があるという理解で良いか。

1 4 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

(7) 交付単価

1 5 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。

1 6 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

(8) 用途

1 7 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人なのか。配分は組織に任されるのか。

1 8 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはならないのではないか。

1 9 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）を基礎的保全活動に使用できないか。

2 0 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

(9) 事務手続

2 1 事務手続きは簡素化されるのか。

2 2 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどのような手続きで行うのか。

- 23 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることも多く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要があるのか。
- 24 農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織がそのまま多面的機能支払に取り組む場合、繰越は可能か。
- 25 新たに組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのか。
- 26 多面的機能支払は、現行の農地・水保全管理支払（共同活動支援）と同様に、交付金の繰越を行うことは可能か。

（10）地方負担

- 27 地方財政措置など地方負担の軽減措置の内容いかん。

（11）推進交付金

- 28 推進交付金を正規職員の超勤や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。

（12）交付金の返還

- 29 新制度移行に伴い、活動の取り止めや対象面積の減少が生じる場合には、交付金を返還しなければいけないのか。

(1) 総論

1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。

(答)

- 1 多面的機能支払交付金は、単に農家が作物を作れば交付を受けられるものではなく、地域の農業者等が、農地、水路、農道等を共同で管理する地域活動に対して交付するものです。
- 2 さらに、地域において、担い手に農地を集積して規模拡大しようとしても、担い手だけでは水路、農道等の管理がネックになって経営を発展することが困難であるといった問題がありますが、本交付金を通じて地域ぐるみでこうした問題に対処することにより、構造改革を後押しする効果を有するものと考えています。
- 3 したがって、「ばらまき」という指摘は当たらないものと考えています。

2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。

(答)

- 1 多面的機能は、農村においてまとまりを持った農地が農地として維持されることにより発揮されるものです。これらのまとまりのある農地を適切に維持していくためには、個々の活動だけではなく、地域ぐるみでの保全活動が行われなければなりません。
- 2 今回、農地維持支払と資源向上支払を制度化しましたが、
 - ① 農地維持支払は、農業者等で構成される活動組織が行う、社会資本を含めた地域資源（農地、水路、農道等）を維持・保全する共同活動を支援し、多面的機能の維持を図るもの、
 - ② 資源向上支払は、地域住民を含む活動組織が行う、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援し、多面的機能の増進に繋げるものです。
- 3 また、農業者が広く取り組めるように、農地維持支払は、農業者のみの活動組織が行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の農業生産を営むために不可欠な共同活動を支援するなど、農業者にとって取り組みやすい制度として創設したところ です。
- 4 このように、両制度は、趣旨や活動主体、対象活動等が異なることからメニューを2つに分けたところ です。

3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要か。

(答)

- 1 新たに創設した農地維持支払は、現行の農地・水保全管理支払と比較して、
 - ① 農業者のみの活動組織でも取り組めること（非農業者の参加を要件としない）、
 - ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援すること（農村環境保全活動の実施を要件としない）等、畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯といった、これまで農地・水保全管理支払をあまり活用していない地域においても取り組みやすい制度としています。
- 2 こうした地域においても、例えば農道や排水路の管理や鳥獣害防護柵の設置・管理といった活動は必要と考えており、多面的機能支払を活用し、地域の実情に応じた活動を進めていただけるものと考えています。

4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。

(答)

- 1 同一地区で取り組むことは可能です。
- 2 この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払により行っていただきたいと考えています。
- 3 中山間地域等直接支払の交付金については、協定に基づき個人へ配分することも可能ですが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払の交付金を充てた不足分へ充当するほか、多面的機能支払を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当していただく必要があります。

5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支援を同一地区で取り組むことは可能か。

(答)

同一地区で取り組むことは可能です。

多面的機能支払は、地域共同で行う、農地、水路、農道等の地域資源の保全・向上を図る活動を支援するものであり、一方、環境保全型農業直接支援は、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援するものであり、両支払の目的や支援対象とするコストが異なります。

6 日本型直接支払の概算決定の概要いかん。

(答)

日本型直接支払の概算決定額は、794億円であり、その内訳としては、

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 多面的機能支払交付金 | 483億円 |
| ・ 多面的機能支払交付金 | 453億円 |
| 〔 予算積算上の内訳 | |
| ・ 農地維持支払 | 260億円 |
| ・ 資源向上支払 | 193億円 |
| 〕 | |
| ・ 多面的機能支払推進交付金 | 30億円 |
| ② 中山間地域等直接支払交付金 | 285億円 |
| ③ 環境保全型農業直接支援対策 | 26億円 |
- を計上しています。

7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。

(答)

- 1 本法律案は、平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援からなる日本型直接支払の取組を「多面的機能発揮促進事業」として法制化するものです。
- 2 法律案においては、
 - ① 法の基本理念
 - ② 基本指針の策定（大臣）、基本方針の策定（知事）、促進計画の作成（市町村）
 - ③ 農業者の組織する団体等による、多面的機能発揮促進事業に関する計画（事業計画）作成及び市町村による認定
 - ④ 市町村の認定を受けた事業計画に基づく取組に対する国、都道府県及び市町村の補助や農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置について規定しています。

(2) 対象組織

8 多面的機能支払の活動組織はどのような構成になるのか。

(答)

- 1 農地維持支払は、農業者のみで構成される組織や現行の農地・水保全管理支払と同様、非農業者を含む組織も対象としています。
- 2 一方、資源向上支払（共同活動）は、現行の農地・水保全管理支払と同様、農業者等だけでなく非農業者（地域住民、団体）も含んだ組織を対象としています。
- 3 活動組織は、地域の共同活動を通じ、地域資源（農地、水路、農道等）の保全管理等を図ることを目的に設立する組織なので、自ずから一集落の区域以上といったまとまりのある広がり（集落単位、水系単位、ほ場整備事業実施区域単位等）を有することとなると想定していますが、地域の実情に応じてまとまりやすい形で組織を作っていただきたいと考えます。

支払名 / 活動組織の構成員	農業者	非農業者
農地維持支払	○	△
資源向上支払（共同活動）	○	○

(注) ○：必須、△：任意

(3) 対象農用地

9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。

(答)

1 農地維持支払において交付金の対象とする多面的機能の発揮の観点から必要と認める農振農用地区域内農用地以外のその他の農用地については、以下の農用地の考え方を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県が市町村と協議の上、定める基本方針において交付金の対象とする農用地の考え方を定めることとしています。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

2 このような交付金の対象とする農用地の考え方にに基づき、各地域において、活動組織が市町村と協定を締結する際に、具体的な対象農用地を決めていただくこととなります。

(4) 対象活動

10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。

(答)

現行の農地・水保全管理支払と同様に、都道府県知事が策定する基本方針において、国が定める活動方針の内容に加えて、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能となるよう、取組内容の追加等を行うことができます。

1 1 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけ行うことは可能か。

(答)

農地維持支払の交付金を受けずに、それと同等以上の基礎的保全活動を行う活動組織に対しては、「施設の長寿命化のための活動」について、単独で交付金の交付を受けることも可能です。

(5) 協定

1 2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間の途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができるか。

(答)

- 1 多面的機能支払の協定期間は、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織も含め、5年間とすることを基本としています。
- 2 ただし、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、新制度に移行する場合の協定期間については、経過措置として、新制度に移行する年度から従前の協定の残期間とすることができます。
- 3 なお、新制度への移行に伴い新たな活動の追加のみを行う場合については、当該追加する活動について市町村長の承認を得ることで、新制度における市町村長との協定の締結とみなすなど、事務手続きの簡素化を図っています。

(6) 交付ルート・交付先

1 3 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払は重なって交付される場合があるという理解でよいか。

(答)

農地維持支払は単独でも実施が可能ですが、資源向上支払は、原則として農地維持支払と併せて取り組むことが必要であり、資源向上支払に取り組むところでは両支払が交付されることとなります。

1 4 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

(答)

- 1 平成26年度は、農地維持支払、資源向上支払の共同活動分と長寿命化分の全てを、国から地域協議会を通じて活動組織に交付するルートに一本化しています。
- 2 なお、本制度は、平成27年度からは、所要の法整備を行った上で法律に基づく措置として実施する予定であり、その際には、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織に対して交付するルートに変更することとなる予定です。
- 3 その際には、地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織等を支援する組織として位置付けるなど、本施策の円滑な推進が図られる仕組みを検討していきたいと考えています。

(7) 交付単価

1 5 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。

(答)

- 1 本年度、農地・水保全管理支払に取り組む活動組織について、全国から518地区を抽出し、その共同活動の活動実績（作業時間、人数、費用等）の整理・分析を行い、農地を維持するための基礎的保全活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等）の活動量の調査結果を基礎に、農地維持支払の支援単価を算定したところです。
- 2 具体的には、活動量が大きく異なる地目別（田、畑、草地）、地域別（府県、北海道）に活動量（活動時間）の実態に即して設定したところです。
また、国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、現行の農地・水保全管理支払と同様に国・地方・農業者等が同等の役割を分担することとし（国：地方：農業者＝1：1：1）、国と地方を合わせた支援単価を設定したところです。
- 3 資源向上支払の支援単価については、現行の農地・水保全管理支払の支援水準から農地維持支払で支援する部分を除いた費用を基に設定したところです。

（地目別（田、畑、草地）及び地域別（府県、北海道）によって、単位面積当たりの水路や農道の延長（資源密度）が大きく異なり、活動量（活動時間）に差が生じています。

16 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

(答)

- 1 多面的機能支払は、地域の農業者等が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、作物毎の生産振興対策ではなく、また、適切に保全管理された農地を支払対象としていること等から、品目別ではなく地目別に単価設定したところです。
- 2 なお、水田、畑（樹園地含む）、草地では、資源密度（単位面積当たりの農道、水路等の延長）や基礎的保全活動の活動量（活動時間）がそれぞれ大きく異なることから、これら3つの地目に区分して単価を設定しています。

(8) 使途

17 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人なのか。配分は組織に任されるのか。

(答)

多面的機能支払は、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、交付金は活動組織に対して交付し、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねることとしています。したがって、地域の自主的な判断により、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当を支払うことも可能です。

18 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはならないのではないか。

(答)

多面的機能支払は、活動組織に対して交付金を支払うものですが、地域で自主的に使われることを通じて、

- ① 集落における共同活動へ充当することによる農家負担の軽減や、
 - ② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと
- 等を通じ、農家の実質的な手取りの向上につながるものと考えています。

19 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）を基礎的保全活動に使用できないか。

（答）

- 1 農地維持支払については、その必須活動の実施を前提に、資源向上支払（共同活動）の対象活動に充当できます。
- 2 また、資源向上支払についても同様に、その必須活動の実施を前提に、農地維持支払の対象活動に充当できます。

20 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

（答）

現行の農地・水保全管理支払と同様に、活動組織が行う多面的機能支払に係る事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

（9）事務手続

21 事務手続きは簡素化されるのか。

（答）

多面的機能支払については、

- ・ 現行の農地・水保全管理支払で2ルートあった交付ルートを一本化し、交付金の交付に係る手続き、書類の簡素化を図る、
 - ・ 集落で作成頂く書類のひな型を示したり、該当項目をチェックする様式とする、
 - ・ 農地維持支払における農地、水路等の基礎的保全活動の実施状況の確認を、市町村の現地見回りによる確認を基本とし、組織からの提出書類及び市町村の確認事務を簡素化する
- 等、できる限り事務手続きの簡素化を図っています。

2 2 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどのような手続きで行うのか。

(答)

現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、多面的機能支払に円滑に移行できるよう、新制度への移行に伴う新たな活動の追加のみを行う場合については、当該追加する活動に係る手続きをもって、新制度における市町村との協定の締結とみなすなど、事務手続きの簡素化を図っています。

2 3 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることも多く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要があるのか。

(答)

- 1 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）に合わせて取り組む場合には、両支払の経理を一つのものとして行うことができます。
- 2 一方、両支払に加えて、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、当該支払については、施設の補修、更新等に伴う財産処分等を行う必要があることから、区分して経理を行うこととなります。

2 4 農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織がそのまま多面的機能支払に取り組む場合、繰越を行うことは可能か。

(答)

現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が多面的機能支払に移行する際に、計画的な活動の実施に支障が生じないように、多面的機能支払に移行する前年度末の活動組織における農地・水保全管理支払の交付金残額については、翌年度に繰越して多面的機能支払の活動に使用できます。

25 新たに組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのか。

(答)

- 1 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。
- 2 ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要になります。

26 多面的機能支払は、現行の農地・水保全管理支払（共同活動支援）と同様に、交付金の繰越を行うことは可能か。

(答)

- 1 活動組織が活動期間内に計画的な活動ができるよう、多面的機能支払においても活動組織内での交付金の繰越が可能です。
- 2 活動組織は、活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還することになります。
- 3 ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに広域協定の認定を受けるか、又は協定を締結し農地維持活動を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は協定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含め、活用することができます。

(10) 地方負担

27 地方財政措置など地方負担の軽減措置の内容いかん。

(答)

- 1 農林水産省としては、地方負担に対して十分な地方財政措置が講じられるよう、総務省に対して要請してきたところであり、今般、普通交付税と特別交付税を組み合わせ、現行の農地・水保全管理支払と同水準の交付税措置が講じられることとなったところです。
- 2 措置の内容としては、
 - ① 多面的機能支払に係る地方公共団体の負担について、普通交付税により6割を算定し、
 - ② その残余について、特別交付税により市町村については6割、都道府県については4割を措置するというものとなっています。
- 3 さらに、地方の事務負担に配慮して、事務費（推進交付金）についても30億円を計上しており、今年度の農地・水保全管理支払の10億円から大幅に増額したところです。

事務費は、制度の普及・啓発、基本方針策定、交付・申請事務、活動組織等に対する指導・助言、実施状況の確認等、現行の農地・水保全管理支払で行って頂いている事務に要する経費の他、制度の普及・啓発や、現地指導等を行う者を非常勤職員等として雇用するための経費等も見込んでいます。

(11) 推進交付金

28 推進交付金を正規職員の超勤や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。

(答)

推進交付金においては、本支払に係る事務に要する賃金として、正規職員の超過勤務手当や、臨時的に雇用した者に支払う実働に応じた対価が交付対象となります。また、推進事業の一部を外部に委託する場合の委託費も交付対象となります。

(12) 交付金の返還

29 新制度移行に伴い、活動の取り止めや対象面積の減少が生じる場合には、交付金を返還しなければいけないのか。

(答)

- 1 現行の農地・水保全管理支払の活動組織において、新制度移行に伴い、活動を取り止めたり対象面積が減少した場合には、現行制度の仕組みに基づき、原則、交付金を遡及返還していただくことになります。
- 2 なお、新たな制度は、現行の農地・水保全管理支払に比べて支援水準を拡充したものであり、経過措置として、現行の農地・水保全管理支払の要綱に基づき採択承認を得ている活動を平成26年度末まで実施できますので、その間に地域内の話し合いを進めていただき、新たな制度への移行を図っていただきたいと思います。